

この空き家
どうしよう？

空き家の ガイド

～あなたの大切な資産を活かすために～



本市では、令和2年3月に策定した「市原市空家等対策計画」に基づき、空き家の発生予防をはじめ、適正管理や活用の促進に関する取り組みを進めています。

本パンフレットは、「空き家の予防・管理」「空き家の活用」「空き家のリスク」についてわかりやすく紹介するとともに、市が実施する空家等対策や関係相談機関の問合せ先を掲載しています。

市原市

Ichihara City

空き家化 **予** **防** のポイント

✓ 住む人がいなくなった時に建物をスムーズに引き継いで行くために、今のうちから権利関係の確認や現状に合わせた登記の変更、相続手続きなどの対策を早めに行いましょう。

STEP 1 現在の登記を確認しましょう

相続登記がされず、前の所有者の名義のままとなっている場合があります。登記が現在の所有者になっているかを確認し、現状と異なる場合は将来のトラブルを防ぐため、必要な登記手続きを速やかに済ませておきましょう。

登記？



STEP 2 生前に相続対策について話し合いましょう

残された家族が相続で悩んだり争いごとにならないよう、相続の問題に対して、生前に必要な対策をとっておきましょう。

生前の相続対策としては、親族間で事前に話し合う場をもち、遺言書の作成や生前贈与などの方法を協議することがあげられます。

相続？



STEP 3 専門家に相談しましょう

相続に関しては、相続人間での争い・相続放棄など様々な問題があります。それぞれの悩みに合わせて、弁護士・司法書士等の専門家に相談（※）しましょう。

※各種相談先は、4ページの間合せ先を参照してください。



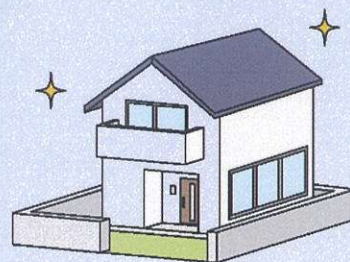
建物を誰にどう引き継ぐか、今から決めておきましょう！

空き家 **管** **理** のポイント

✓ 建物の価値をいつまでも保つために、日頃から定期的に状態を点検し、不良箇所を発見した場合は、お近くの大工・工務店等に早めの修繕を依頼しましょう。

定期的な点検と状況確認

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・ 屋根、軒裏、雨樋などの点検 | ・ 室内の雨漏り、カビの状況確認 |
| ・ 室内外の簡易清掃や通水確認 | ・ 通風、換気 |
| ・ 設備機器（エアコン等）点検 | ・ 外壁の点検 |
| ・ 土台等の確認（割れ、腐朽） | ・ 玄関や窓の施錠の確認 |
| ・ 庭木、雑草の確認 | ・ 郵便受けの整理 |



近所へのご挨拶も行いましょう

ワンポイントアドバイス

- 近隣や地域の方に連絡先を伝えておくと、異常があった場合の連絡や対応も取りやすくなります。
- もしもの火災や盗難に備えて保険への加入もおすすめです。
- 漏電による火災の恐れもあるため、コンセントを抜いたり、電気ブレーカーを落としておくことも効果的です。
- 遠方に住んでいたり、高齢であるなど、御自身での管理が難しい場合は、民間の管理代行サービスを利用するのも一つの方法です。

☞ 管理代行サービスの例：建物内外のチェック・簡易清掃・郵便受けの整理・ごみの確認 など

空き家を財産として受け継いでいくために定期的に管理をしましょう！

空き家 **活用** のポイント

★市が実施する「空き家バンク」で、
借り手や買い手を探しませんか!? 〈登録無料〉
※詳細は裏面を御覧ください。

✓人が住まなくなった家は、どんどん老朽化が進み、建物の価値が低下します。
空き家を建物として利用できる間に早めに活用しましょう。

CASE 1 所有者自身で活用する場合

建物の状態に応じては、活用するために、間取りの変更や改修工事が必要な場合があるため、建築士等の専門家に相談してみましよう。



リフォームして活用

CASE 2 賃貸・売却に出す場合（市が実施する「空き家バンク」も利用可能）

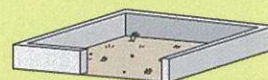
相続等で取得し、御自身での利用が難しい場合は、賃貸や売買を検討することも手段の一つです。賃貸や売買は、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的なため、まずは、不動産業者に相談（※）してみましよう。



専門家に相談

CASE 3 解体する場合

空き家を解体して土地を活かす方法もあります。
跡地を駐車場に利用したり、貸地としたり、土地活用の可能性は、状況によって様々です。解体業者（※）に相談してみましよう。



管理しきれなければ更地に

※各種相談先は、4ページの間合せ先を参照してください。

御自身にあった活用方法を検討しましょう！

空き家の **リスク**

✓空き家を適切に管理せず放置すると、建物の劣化が進み、
防災面や防犯面、衛生面の問題が発生する恐れがあります。

空き家の管理は
所有者・管理者
の責任です!!

リスク① 建物の劣化

- ・雨漏り
- ・瓦のずれや割れ
- ・窓ガラスの割れ
- ・外壁の破損
- ・床の腐食

リスク② 防災性の低下

- ・老朽化による倒壊
- ・不審者の侵入や不法滞在
- ・放火による火災
- ・強風による屋根等の飛散
- ・ゴミの放置や投棄

リスク③ 地域にも影響が…

- ・空き家の増加の誘発
- ・景観の悪影響
- ・地域資産の低下
- ・防災性・防犯性の低下

損害賠償を請求される場合があります

★倒壊や火災で、近隣家屋が全壊・死亡事故が起こった場合

損害賠償額：約 2 億円

★外壁材等の落下で、道路歩行者の死亡事故が起こった場合

損害賠償額：約 6 千万円

[参考]公益社団法人日本住宅総合センターによる損害賠償額の試算例



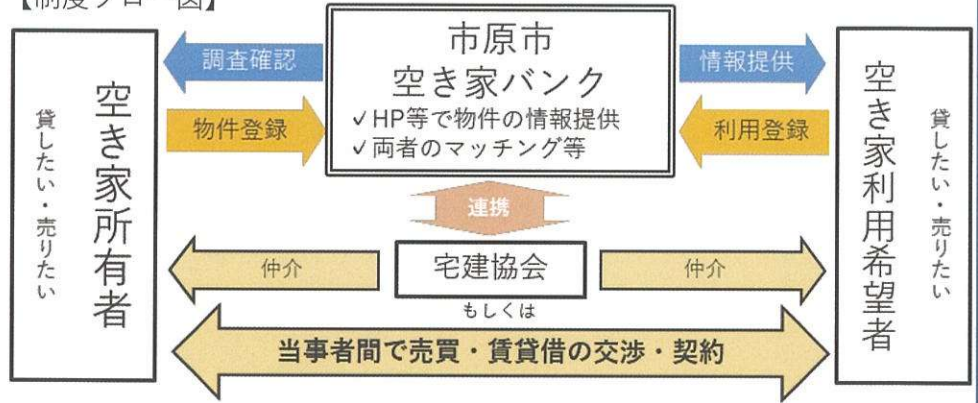
空き家をそのままにしておくと、様々な問題がおこります！

市が実施する空家等対策

空き家バンク制度

❖ 空き家を貸したい・売りたい所有者と、空き家を借りたい・買いたい利用者が、市原市空き家バンクに登録し、双方合意のもとで空き家の有効活用を行い、移住・定住の促進と地域の活性化等を図る制度です。

【制度フロー図】



【制度の特色】

1. 市HPや全国版空き家バンクを通して、多様な利用希望者に情報を提供！

2. 不動産取引に精通した事業者により、物件の交渉や契約をサポート！

※成約した場合は、所定の仲介手数料が発生します。

3. 物件購入者を対象にした、リフォーム等補助制度により、物件購入を後押し！

❖ 建物の状態や立地状況から、民間市場で取扱い困難となった物件の成約事例もあります！

❖ 御自身や親族、お知り合いで空き家の処分にお困りの方がいらっしゃいましたら、ぜひ、空き家バンクへの登録を御検討ください！！

※制度詳細や申し込み手続きについては

[コチラを参照](#)

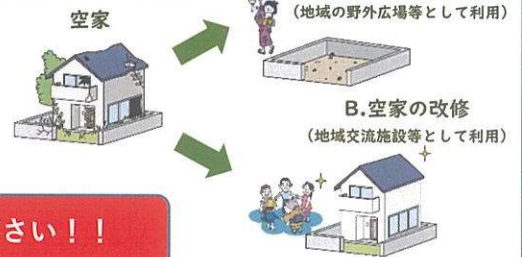


市原市空家等除却・活用提案モデル事業

❖ 町会等の地域が主体となって、空家を地域交流の活性化に資する空間や施設とする取組について、空家の除却費や改修費の一部を補助します。（除却費：最大50万円、改修費：最大100万円）

※除却後の跡地又は改修後の建物を地域活性化のために10年間以上継続して活用することが主な条件の1つです。

【事業イメージ図】



❖ 事業の実施に御興味がある場合は、まずは住宅政策課まで御連絡ください！！

各種問合せ窓口

相談内容	相談先	相談費用	問合せ先
空き家問題全般について	市原市都市部住宅政策課	無料	0436-23-9841
空き家に関する法律相談について	千葉県弁護士会（法律相談センター）	2,000円/30分	043-227-8954
空き家の権利関係について	千葉司法書士会	無料	043-246-2666
空き家の管理代行について	市原市シルバー人材センター	無料	0436-60-3551
空き家の賃貸・売買について	千葉県宅地建物取引業協会市原支部	無料	0436-21-5225
空き家の解体について	千葉県解体工事業協同組合	無料	043-202-5505